

意見書

平成 13 年 12 月 27 日

総務大臣 殿

郵便番号 103 - 0015

(ふりがな) とうきょうとちゅうおうくにほんぼしほごぎちよう

住 所 東京都中央区日本橋箱崎町24 - 1

(ふりがな) びーびーてくのろじーかぶしきがいしゃ

氏 名 ビー・ビー・テクノロジー株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう そん まさよし

代表取締役社長 孫 正義

電気通信事業法第96条の2項に基づき、別紙のとおり意見の申し出を行います。

- 以上 -

意見の申し出

BB テクノロジー株式会社

平成 13 年 12 月 27 日

NTT 東西会社における DSL 受付業務における開通受付処理工事期間の遅れの問題

対象：

東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）および西日本電信電話株式会社（NTT 西日本）

申出理由：

NTT 東日本および NTT 西日本の DSL 受け業務の方法に問題があります。具体的には、平成 12 年 7 月 31 日付、郵政省通達「DSL の普及の促進及び MDF 等における接続について」により郵政省から NTT 東西に指示された標準的な工事期間 7 営業日が遵守されていません。

内容：

弊社が東西 NTT へ依頼している DSL 回線申込み時の東西 NTT の DSL 受付業務（適合性確認作業および MDF ジャンパー工事）が、弊社と東西 NTT の間で締結している事務処理確認事項の標準的な工事期間内に完了していません。弊社からの度重なる改善依頼にもかかわらず改善がおこなわれませんでした。その結果、ADSL 回線の開通に遅れが発生しており、弊社は多大なる損害を被り、お客様に多大なご迷惑をお掛けする結果となっています。

弊社が東西 NTT に調査を依頼した「ジャンパー工事進捗状況調査結果の回答依頼（平成 13 年 12 月 11 日）」に対する回答において、東西 NTT は標準としている期間を過ぎたものがあることを認めています。しかしながら、処理の遅れの原因は、弊社からの申込みが大量であること等を理由とし、東西 NTT と弊社の事業者間確認事項である標準的な工事期間内に処理を完了するよう業務改善を行っていません。

要望：

（1）標準的な工事期間の遵守

東西 NTT が、平成 12 年 7 月 31 日付通達「DSL の普及の促進及び MDF 等における接続について」により郵政省から NTT 東西に指示された標準的な工事期間 7 営業日を遵守するよう業務改善命令が発令されることを要望します。

（2）同等性が確保されていることの調査

ADSL の MDF 工事において、東西 NTT が自社のフレッツ ADSL サービスの MDF 工事

と接続事業者の DSL 申込による MDF 工事との同等性を確保せず、自社のフレッツ ADSL サービスのための MDF 工事を優先していないか、調査を実施して頂くことを要望します。

- 以上 -